

令和3年度 石神井南中学校 学校経営計画

校長 田 邊 克 宣

I 学校教育目標（目指す生徒像） ※創立60周年を機に、今年度改定

多様性の時代に、主体性と寛容性を併せもち、他者と力を合わせてよりよい社会を創る人

- 一 自分と他者を共に認める人 [自己有用感・寛容]
- 一 自ら学び、社会で生かせる人 [主体的学び・社会貢献]
- 一 自他の健康を考え、実践する人 [健康]

II 目指す学校像

生徒一人一人が、学習・行事その他すべての教育活動を通して自己肯定感・自己有用感を感じ、自他を共に大切にすることを育む中で、差別やいじめの起こらない学校とする。

- (1) 生徒が毎日通いたいと思える学校
授業規律・生活規律を維持し、生徒が安心して学習・生活できる環境を整える。また、生徒が主体的に取り組める、魅力ある活動を企画・実行する。
- (2) 保護者に信頼される学校
保護者への連絡を密に行い、迅速かつ丁寧に対応する。また、情報発信を積極的に行い、開かれた学校づくりを推進する。
- (3) 地域社会から愛される学校
地域の教育力を取り入れるとともに、地域行事やボランティア活動に生徒や教員が積極的に参加する。
- (4) 小中一貫教育の推進
15歳で目指す生徒像を下石神井小学校と共有し、小中一貫教育を推進する。

III 目指す教職員像

- (1) 向上力をもった教職員
各々の専門性を高めるために、自己研鑽に励む。
- (2) 組織的に対応できる教職員
組織の一員として、学校経営計画に基づき、職責を全うする。
- (3) 生徒・保護者・地域から信頼される教職員
教育公務員としての立場を自覚し、全体の奉仕者として職務を全うする。

IV 中期的目標

子供にとって最も身近である社会的集団としての学校が多様性社会であることの認識の下、インクルーシブ教育を実践し、生徒個々の自主性および自己肯定感を育み、主体的に生きる力を身に付けさせる。

- 1 [学 習] ① 新学習指導要領における「学びに向かう力」「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」の育成
- ② 道徳性の涵養

- 2〔生活〕①「いじめ」「差別」をしない、「人権尊重」に基づいた「思いやり」を育む。
②安心して生活できる集団とするために、個人がルールを守る意識を育む。
- 3〔進路〕①自分のよさや可能性に気付かせるとともに、将来に対する夢や希望を抱かせるキャリア教育を推進することを通して、望ましい勤労観を育成する。
- 4〔特別支援〕①一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導・支援体制を確立するとともに、全ての生徒と、不登校傾向を示す生徒への温かい柔軟な指導を実践することにより、共生社会を創る人間性を育成する。

V 今年度の取組目標と方策

1 学習指導 ― 学力と人間性を混同させない指導 ―

- (1) 基礎・基本の習得に重点を置き、確実な知識・技能の定着を図るために、各教科において新学習指導要領の内容に基づいた綿密な指導計画の立案と、各学力調査の結果を踏まえた授業改善推進プランの策定及び確実な履修を行う。また、思考力・判断力・表現力を育成するために、各教科において言語活動の充実を図り、話すこと・聞くことを重視した指導を実践する。
- ① 毎時間の指導目標及び評価基準が明確な授業を行う。
 - ② 基礎的な事項の復習・反復を実践する。
 - ③ 個の指導や補充・発展的な指導の充実を図る。
 - ④ 加点的な見方に立つ肯定的な評価で生徒の変容を認め、促す指導を実践するとともに、新たな3観点について適正に評価し、客観性・妥当性のある評定を継続して行う。
- (2) 分かりやすい授業を展開し、学習内容の理解と定着を図るために、各教科において、体験的な学習や課題解決的な学習を取り入れるとともに、ICT機器・タブレットを授業・家庭学習において効果的に活用する。
- (3) 各教科の授業改善に資するため、「授業アンケート」を実施する。
- (4) 数学科においては、習熟度別授業を実施し、学習内容の確実な習得と学力の定着を図る。その際、T2として学力向上支援講師を活用し、きめ細かな指導を行う。
- (5) 英語科においては、ALTを活用して、学習内容の確実な習得と学力の定着を図る。また、「聞くこと」「話すこと」の計画的な指導を継続して行う。
- (6) 漢字検定・英語検定・IBA・数学検定を実施し、学習意欲喚起と学力向上を図る。
- (7) 学校図書館を中心として読書環境の整備に努めるとともに、朝の読書活動を柱として読書活動を充実させるとともに、落ち着いた雰囲気から授業に臨む環境をつくる。
- (8) 基礎基本の確実な定着を図るために、令和2年度に実施した学力補充教室の拡充（放課後・夏季休業中等）を行う。
- (9) 道徳的心情・判断力・実践意欲などの道徳性を培うために、特別の教科 道徳の全体計画及び年間指導計画に沿って、毎時間の指導の工夫改善および適正な評価を実施する。
- (10) 特別活動及び総合的な学習の時間の指導内容の充実と指導計画の改善を図る。また、地域の自然環境や人材等を活用した学習、安全教育、伝統的な文化を尊重した教育、食育、国際理解教育、福祉教育を推進する。
- (11) 東京オリンピック・パラリンピック教育を計画的に推進するとともに、基礎体力・運動技能及び健康に対する意識の向上を図るために、新体力テストの結果を基に指導法の工夫改善を図る。

2 生活指導 — 生徒相互、生徒と教師、保護者と教師の信頼関係の形成を基盤とした指導 —

(1) 「人権尊重精神」の育成

- ① 生徒を一人の人間として尊重するとともに、生徒一人一人に学級・学年の一員としての存在感・所属感・充実感を得させ、自己肯定感を育むために、厳しさと愛情をもって、認め・励まし・褒める指導を行う。
- ② 体罰・暴言・不適切な指導は決して行わない。
- ③ L G B T Q + を念頭におく。

(2) 「思いやりの心」の育成

- ① 相互理解と協力し合う態度を育成するために、受容と共感による、肯定感にあふれ、温かみのある学年・学級経営を創意工夫する。
- ② 特別の教科 道徳により、生徒の人格陶冶を図る。また、全教育活動を通して、道徳指導の充実を図り、規範意識、責任感、公德心等の社会性の育成に努める。

(3) 「ルールを守る意識」の育成

- ① ルールを守ることで、安心して生活できる集団となることを理解・実践させる。そのために、挨拶・身だしなみ・いじめ防止の取組を徹底させる。
- ② 『いじめ防止基本方針』に則り、「いじめ」「差別」は「しない、させない、見逃さない、許さない」という毅然とした態度で指導に臨む。

(4) 環境整備

- ① 生徒と教師が共に清掃に励み、整理整頓に努める。
- ② 創意、新鮮、変化に富み、言語環境に留意した教室環境の整備に努め、生徒の心の安定を図る。その際、特別支援を要する生徒への配慮も含め、教室前面の掲示物は必要最小限のものとすることで、学習に集中できる環境を整える。
- ③ 生徒の人権に十分配慮しつつ、学習内容や学校行事等の機をとらえ、生徒作品等の掲出に努める。その際、事前に目を通し、表記・誤字等を指摘する機会とする。
- ④ 教科指導等との関連を図りながら、P T A の協力もいただき、花があふれる学校づくりを進める。

(5) 指導体制

- ① 生活指導については、基本的な生活習慣（挨拶・返事・後始末・言葉遣い・感謝の心等）の指導を徹底し、規範意識育成のために毅然とした態度で臨むことと、生徒個々の生育・家庭環境等、その背景まで斟酌した、心情に寄り添った指導を併せ行う。
- ② 全教職員が全生徒を指導するという意識を明確にもち、学級、学年はもとより、委員会、部活動等においても生徒との関わりを深め、信頼関係を築く。また、機をとらえた指導に努めるとともに、指導すべき事項の共通理解の下、共通実践を行う。
- ③ いじめ・差別の早期発見と解決を図るため、生徒同士の人間関係に配慮した学級・学年経営を進める。日頃からアンテナを高く・広く・細かく張り、いじめ・いじり・差別を敏感に察知し、生徒のサインを見逃さないようにする。些細なことを看過せずに、また、学校生活アンケート等を活用し、いじめと差別の実態把握に努め、未然防止と即対応を行う。必要に応じて各関係機関との連携をとって指導に当たる。
- ④ 生徒が主体的に取り組める、魅力ある活動を通して、共感性を育み、望ましい人間関係を構築する力を育てることで、いじめや差別のない集団を作る。
- ⑤ スクールカウンセラー・心のふれあい相談員等と情報交換を密に行い、生徒理解に努める。
- ⑥ 不登校の初期対応に細心の注意を払い、保護者と連絡を密にし、必要に応じて関係機関と連絡を取り合いながら組織的な対応を図る。
- ⑦ 時代の趨勢を鑑み、基準となる「生活指導の手引き」を見直し、合理的かつ適正な内容の精選を引き続き図る。その一環として、標準服を改定する。

(6) 特別支援・不登校 — 全ての生徒と、不登校傾向を示す生徒への温かい柔軟な指導 —

- ① 一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導・支援体制を確立する。
- ② 教育相談委員会の活動を充実させ、全校（教職員・生徒・保護者）での共通理解の下、特別支援教室の適正かつ効果的な運用を図る。
- ③ 保護者や関係機関との連携を図りながら、目をかけ、声をかけ、手間をかける指導に努める。
- ④ 生徒のちょっとした変化を敏感に察知し、虐待等の早期発見に努め、必要に応じて各関係機関と連携を図っていく。
- ⑤ 特別支援は、すべての生徒に公平・公正な教育環境を確保するために必要な普通の対応であることの理解を図り、インクルーシブ教育を推進する。

(7) 安全および防災

- ① 各種教室の計画的指導
 - ・セーフティ教室・情報モラル教室・交通安全教室・防犯教室・薬物乱用防止教室等を実施し、不審者対応や、SNSの適正な使用法の指導に努める。
- ② 避難訓練・防災訓練等の計画的指導
 - ・特に大規模災害に対する知識と実践力を習得し、災害時に地域で役割分担を担える中学生を育成するため、救急救命講習（第3学年）他の活動を実施する。
- ③ 来校者に対しては、教職員全てが挨拶や声かけに努め、安全対策の徹底を図る。また、事故発生前の兆候を把握し、未然防止に努める。万が一発生した場合は管理職へ一報し、落ち着いて初期対応に当たるとともに、必ずその日のうちに保護者へ連絡する。

3 進路指導

- (1) 主体的に進路を切り開いていく生徒の育成を目指して、キャリアパスポートを有効活用するとともに、3年間を見通したキャリア教育の改定・推進を図る。
- (2) 職業調べや職場体験、上級学校調べなどを通して自己理解を図らせるとともに望ましい勤労観・職業観を育成する。
- (3) 校内における進路指導のデータを蓄積してその分析を行い、生徒・保護者に対して的確な進路指導を行う。

4 特別活動

- (1) 挨拶の励行や校内の美化に努めるとともに、学習作品展示等の環境整備を進め、情操教育を充実させる。
- (2) 生徒会活動や学校行事を魅力あるものにして活発な活動を促す。また、部活動を活性化させ、学校生活を活気あるものにし、望ましい人間関係を形成する。
- (3) 宿泊行事（修学旅行・移動教室）や校外学習等を通して、集団への所属感や連帯感を深め、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てる。

5 学校事務

- (1) 学校事務が適正に運用されるよう、起案 → 検討 → 決定 → 実施 → 報告 → 確認までを確実に行う。
- (2) 教育上の費用対効果を効率的に上げるため、予算の計画的執行及び既存の教材・教具の有効活用を画策する。
- (3) 会計処理に関して、事務・校長が必ず把握できるよう、申請 → 承認 → 収受 → 決済（現金・通帳処理）毎に、担当者が必ず経過報告をし、必ず校長決裁を受ける。
- (4) 会計処理は必ず年度内に行う。

6 サービスの厳正（法令等に従い、サービス上の義務を遵守）

- (1) プロ教師・教育公務員としての自覚を高め、サービス事故防止に対する意識を日常的にもって、サービス事故のない職場環境をつくる。
- (2) 生徒・保護者・地域に信頼される学校であるために、体罰・不適切な言動・会計事故・個人情報紛失・セクシャルハラスメント・交通事故・及び評価評定のミスを絶対に起こさない。
- (3) 学習指導要領に基づき、意図的・計画的・継続的な教育を推進する。
- (4) 自己申告書等に基づき、計画的に研修の充実を図る。
- (5) 事案決定規程に基づいた起案や文書管理の徹底を図る。
- (6) 安全面・衛生面からの定期・臨時の施設点検や整備を行い、事故の未然防止に努める。
- (7) 突然の予定変更が引き続き想定される。必要に応じて臨機応変な対応をとる際、行き当たりばったりとならないよう、運営委員会及び職員会議での決定事項を念頭に置き、変更内容の事前相談及び周知を徹底する。

7 開かれた学校

- (1) 保護者や地域によるボランティア等の人材活用を推進する。
- (2) 学級・学年の壁を払い、協働する学校とする。
- (3) ホームページの内容改善と更新を行うとともに、学校行事の公開や授業参観の充実、学校評価の公開など、積極的に情報発信する。
- (4) 学校評議員会の活用を図る。
- (5) 下石神井小学校との連携を継続するとともに、双方による組織的な研究協議会の推進を図る。